

「公園施設の安全点検に係る指針（案）」策定のポイント

1. 「公園施設の安全点検に係る指針（案）」策定の背景と目的

我が国の社会資本は、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されているとともに、社会資本整備審議会・交通政策審議会において、国は、所管する全ての社会資本の維持管理・更新が的確に行われるよう、基準等の整備を実施すべきものとされており、都市公園についても社会資本の一つとして対応を行っていく必要がある。

これを踏まえ、都市公園における安全・安心の確保を図るため、公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検が行われるよう「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（以下、「本指針」という。）をとりまとめることとした。

なお、本指針は、主に公園施設の安全点検の前提となる考え方等を取りまとめる趣旨で作成しており、今後さらに安全点検に関する知見の集積等を行い、内容を充実させることとしているため、（案）としている。

2. 本指針の位置づけ

本指針は、国による都市公園の行政又は技術に関する助言の一環として、公園施設の安全点検の前提となる考え方及び安全点検の際に留意すべき基本的な事項を示すものである。

3. 対象と適用範囲

本指針の対象は、都市公園法第2条第2項、同法施行令第5条並びに同法施行規則第1条及び第1条の2に規定する公園施設とする。

ただし、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」、「プールの安全標準指針」等において対象としている施設、建築基準法に従って行われる調査、検査の対象となるもの等は、本指針の対象としない。

4. 本指針の概要

本指針は、公園施設の安全点検の前提となる考え方として、主に公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方、維持管理段階での安全対策の考え方等について示すとともに、安全点検の実施の考え方として、主に安全点検の流れ、留意点、内容等について示している。

本指針の主な特徴は以下の通りである。

○公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方を明記（p. 10）

公園施設の安全性の向上に関する基本的な考え方として「公園管理者は、公の営造物として公園施設が通常有すべき安全性を確保及び向上させるよう、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等を把握し、事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行うとともに、変状及び異常が発見された場合は適切に措置する。その際、公園施設の機能や効用を損なわないよう配慮する。」と明記した。

○公園施設履歴書の作成と保管を明記（p. 20～22）

「公園施設の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者等を記載する公園施設履歴書を必要に

応じて公園施設ごとに作成することが望ましい。」と明記するとともに、公園施設履歴書の例を参考資料として掲載した。

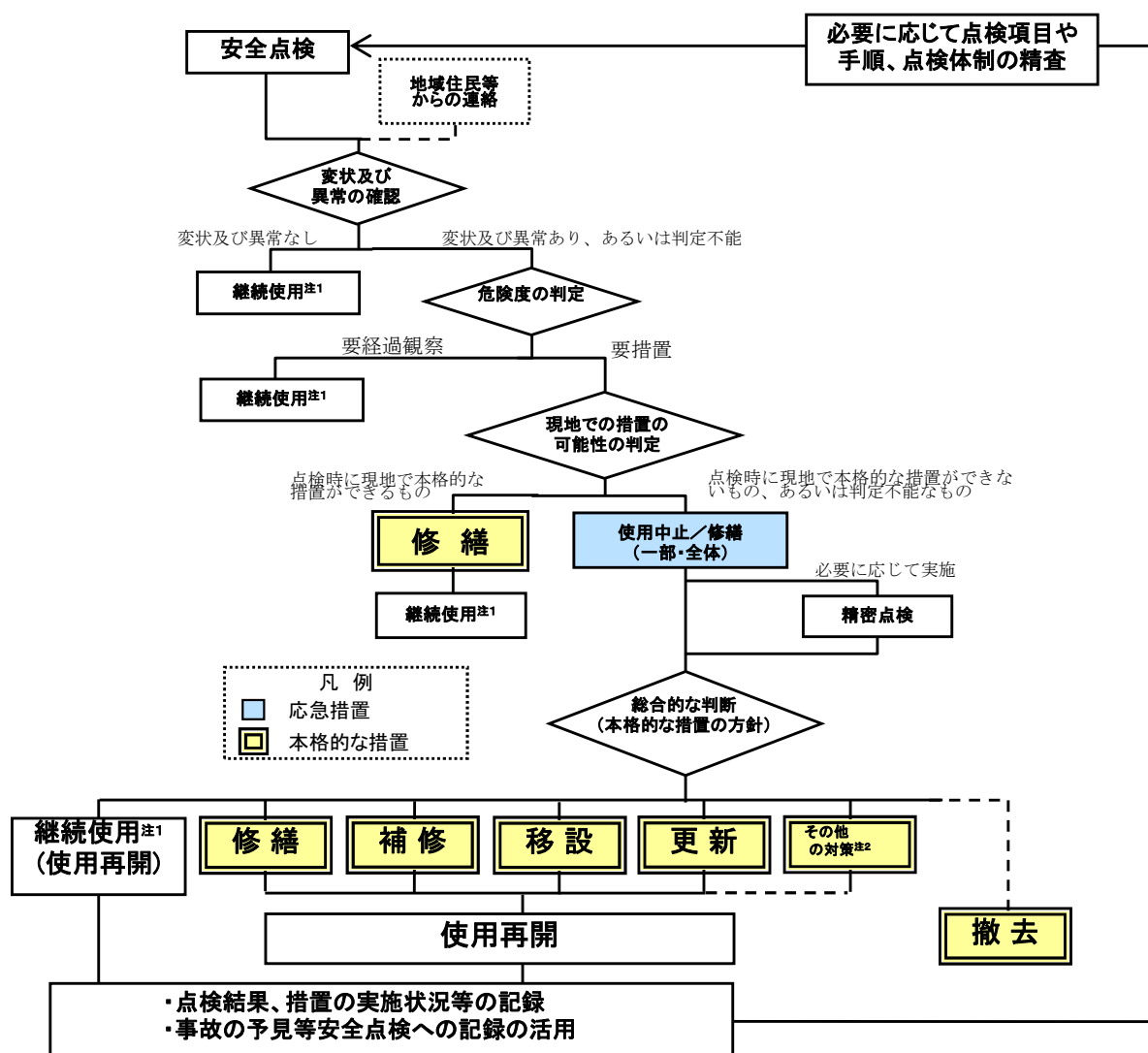
○公園施設の安全点検フローを明記 (p. 37)

「安全点検は、下記の『公園施設の安全点検フロー』に沿って、適切かつ確実に行う。」と明記するとともに、安全点検フローを整理した。

○「植栽」の安全点検を明記 (p. 43~46)

植栽については、倒木や落枝等により重大な事故につながるおそれのある園路付近などについて重点的に点検する旨を記載するとともに、樹木の外観を確認する際のポイント等を参考資料として掲載した。

■ 公園施設の安全点検フロー



※1：継続使用とした際には、使用再開と同様に点検結果、措置の状況等を記録する。

※2：転落の危険のある池や崖など、危険ではあるがそれ自体の補修、移設、更新等が困難なものについては、立入禁止、危険表示等の安全対策を行う。